



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒132-0025 東京都江戸川区松江1-9-15
TEL 03-6231-4911 FAX 03-6231-4955
1-9-15, Matsue, Edogawa-ku, Tokyo JAPAN
https://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文発第3906号
2023年6月25日

都道府県連盟・学生連盟太極拳技能検定委員会代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳技能検定委員会委員長 友崎 敦

2024年度(第30期)初段～3段技能検定 実施要綱・関係書類送付の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

第28回中央技能検定委員会全体会議で確認された内容に基づき、下記の書類を送付申し上げます。

- 1)「実施要綱」(2部)
- 2)「事前講習会 参加申込書」(B4判-2枚)
- 3)「2024年度用初段申請・登録用紙」(様式初段-1)(2部)
- 4)「2024年度用2段申請・登録用紙」(様式2段-1)(2部)
- 5)「2024年度用3段申請・登録用紙」(様式3段-1)(2部)
- 6)「2024年度2段・初段検定 運営要綱」 (1部)
- 7)「2024年度初段検定 地方委嘱審査員推薦状」(書式-1・初段)(1部)
- 8)「2024年度2段検定 地方委嘱審査員推薦状」(書式-1・2段)(1部)
- 9)「同上 会計報告書」(書式-2) (1部)
- 10)「交通費・経路一覧」(書式-3) (1部)
- 11)「2段・初段検定講師食事代・交通費一括支給依頼書」(書式-4)(1部)
- 12)「『太極拳初段～3段』申請一括送付状」(様式初段～3段-1)(1部)
- 13)「『太極拳初段～3段事前講習会』参加申込書一括送付状」(様式初段～3段-2)(1部)
- 14)「日本連盟 公認資格者 登録事項変更届」

※概算費用見積書による事前送金は原則行いません。ただし事前送金を希望する実施地県連盟には同書を別途送付いたしますので、お手数ですが日本連盟までご連絡ください。

注:事前講習会の参加申込みに関し、都道府県連盟検定委員会へは、12)「『太極拳初段～3段事前講習会』参加申込書一括送付状」(様式初段～3段-2)に、加盟団体ごとに提出された 2)「事前講習会参加申込書」を添付して申し込んで下さい。都道府県連盟検定委員会は、所属加盟団体に、2)「事前講習会 参加申込書」も複写して配布して下さい。

敬具

記

1. 初段～3段 申請期限:

加盟団体・団体検定委から都道府県連盟・太極拳技能検定委への提出期限は8月15日(木)
都道府県連盟・地方検定委から日本連盟・太極拳技能検定委への提出期限は8月31日(土)

2. 初段～3段 申請書類の記載事項の確認:

都道府県連盟検定委および加盟団体・団体検定委は、同封の「実施要綱」とすでに発行されている「技能検定規則」、「同 実施細則」をご参照のうえ、申請書類の各用紙、各欄の所定の事項を正確に記入するよう、よろしくお願いたします。所定の記載事項は、いずれも検定を実施し、登録するために欠くことができない事項です。記載漏れがあれば、申請書類は受理できませんので、綿密にご点検のうえ、提出下さるよう重ねてお願いたします。

なお、初段受験者で2024年度前期に1級を取得した人は、1級の「申請・登録報告用紙」のコピーを添付していただくことになっております。このコピーを添付していない申請書は受理できません。

1) 申請者本人記入欄;

初段、2段、3段の「申請登録用紙」(様式初段-1、様式2段-1、様式3段-1)の第1欄・申請欄の太枠で囲んである欄の事項はすべて、原則として本人が記入すべきものです。本人に記入させたくて、加盟団体・団体検定委または都道府県連盟検定委は、記載事項に誤りがないか、記入漏れがないか、点検して下さい。各欄はすべて記入すべきもので、記載漏れがある場合は受理できません。

2) 級位・段位取得欄＝証書番号を記入;

初段申請者は1級取得者、2段申請者は初段取得者、3段申請者は2段取得者でなければなりません。これを証明するために、取得している級位・段位の①証書番号、②取得した年度を記入して下さい。

「公認指導員に対する特別措置」で取得した級位・段位は証書番号がありませんので、この場合の申請者は;証書番号欄に、「公認指導員に対する特別措置」と記入し、年度欄には、「1994年度」、「1995年度」のいずれか該当する数字を記入して下さい。

これらの番号や年度についても、原則として申請者本人が記入すべき事項であります。本人が年度等について不確かな場合もあるかと存じます。各団体でよろしくご指導下さい。

3) 事前講習会欄;

事前講習会の参加・不参加を、申請者本人が申請書の該当欄に記入していただきます。併せて、従来通り、団体検定委は、①参加者の氏名等を記入した「事前講習会 参加申込書」(団体検定委→都道府県連盟検定委→日本連盟検定委)を都道府県連盟検定委に提出し、都道府県連盟検定委は①および②人数・金額等を記入した「事前講習会参加申込書一括送付状」(様式初段～3段-2)を日本連盟検定委に提出していただきます。

事前講習会の参加者がいない団体(検定受験のみ)は、①は提出不要です。

4) 2段・3段 1次試験合格確認欄;

2006年度より、2段検定の試験科目「32式太極剣」は、日本連盟が実施する検定試験では実施しないことになりました。2段受験者は都道府県連盟実施の「2段検定都道府県第1次試験(32式太極剣)」に合格しなければ2段検定の受験申請はできません。

同様に、2005年度より3段受験者は都道府県連盟実施の「3段検定都道府県第1次試験(太極拳推手規定套路)」に合格しなければ3段検定の受験申請はできません。

従いまして、「太極拳2段 申請・登録用紙(様式2段-1)」または「太極拳3段 申請・登録用紙(様式3段-1)」の<第1次試験合格 確認欄>に、①実施県連盟名、②受験月日、③受験地、が正確に記載されていない申請は受理されません。

また、記載事項が都道府県連盟から提出された「実施報告書(様式2段1次-3)」(または「実施報告書(様式3段1次-3)」)および「合否結果一覧(様式2段1次-4)」(または「合否結果一覧(様式3段1次-4)」)に記載されている該当項目および本人氏名が不一致である申請は受理されません。<第1次試験合格 確認欄>は、申請者本人が記入すべき事項であります。記入もれなど無いようよろしくご指導下さい。

3. 日本連盟 公認資格者 登録事項変更届:

「登録事項変更届」に関して、事務手続を簡略化するために、下記の2点を改善することが1998年6月20日の第4回中央技能検定委員会で確認されています。

1) 段位取得者の所属団体の変更は届けなくてよいこととする;

段位は、資格の有効期間の更新規定がない永久資格であるので、段位登録後に本人の所属団体が変わっても届け出る必要が無いこととします。

所属団体を変更した人がさらに昇段のために検定を受ける時は、新所属団体名で行えば良いこととします。従って、段検定登録の変更事項は、下記の3項目に限られます。

- 1)申請者(段位登録者)の姓の変更、
- 2)申請者(段位登録者)の名の変更、
- 3)申請者(段位登録者)の住所の変更

この3項目は、段位登録者のデータ管理上、必要不可欠なものです。これらに変更があった場合は、必ず届け出て下さい。

2) 級位登録者は、登録事項に変更が生じても、変更届不要とする;

事務処理の煩雑化を避けるために、級位(5級～1級)の取得者の変更事項は、届け出不要とします。

但し、1級取得者のうち、太極拳普及指導員、審判員、長拳指導員、および国体コーチ等の公認資格有資格者は届け出て下さい。

以上